

陳 情 文 書 表

| | |
|---|---|
| 平 2 6 陳 情 第 3 号 | 平成 2 6 年 2 月 1 2 日 受 理 |
| 件 名 | 国民健康保険への国庫負担増額を求める陳情 |
| 陳 情 者 | 秦野市上今川町 7 - 2 1 全日本年金者組合秦野支部 支部長 菅原 明 |
| 陳 情 の 原 文 | |
| <p>陳情趣旨</p> <p>社会保障制度改革国民会議報告書（以下「報告書」）において「国民健康保険の保険者の都道府県移行」が提案され、プログラム法においては 2 0 1 5 年度通常国会に法案を提出するとされています。</p> <p>しかし、報告書にあるとおり「国民健康保険の財政的な構造問題を放置したまま、国民健康保険の保険者を都道府県としたとしても、多額の赤字を都道府県に背負わせるだけである。」というの明白です。</p> <p>さらに、全国知事会は 2 0 1 3 年 1 0 月 1 5 日にプログラム法案の閣議決定にあわせ声明を公表し、「病床の機能分化、医師等の確保及び国保の見直し等の改革事項については、地方自治に重要な影響を及ぼすものであり、（中略）地方と丁寧かつ継続的な議論を行い、地方の合意を得たものについて法案提出等の措置を講ずるべきである」、「特に、国保については、構造的な問題が解決され、持続可能な制度が構築されることが、運営等について都道府県が市町村とともに責任を担うこと的前提である。」と明確に述べています。</p> <p>構造的な問題とは、報告書で、国民健康保険は、被用者保険と比べて、①無職者・失業者・非正規雇用の労働者などを含め低所得者の加入者が多い、②年齢構成が高く医療費水準が高い、③所得に占める保険料負担が重いといった課題を抱えてなどと述べられているとおりです。</p> <p>この構造的な問題を解決するために不可欠なのは、第一義的には国庫負担の増額であることは全国知事会及び市町村がこれまでも強く要望してきたとおりです。その解決が図られていないため所得の低い被保険者に対して高い保険料を賦課することとなるからこそ、市町村は多額の一般会計法定外繰入を行っています。</p> <p>つきましては、次の事項の実現を図っていただきたく、国に意見書を提</p> | |

出していただくことを陳情いたします。

陳情事項

- 1 国庫負担を大幅に増額し、最低でも1984年以前の水準（医療費×45%、保険給付費×60%相当）を確保すること。
- 2 子供、一人親、障がい児・者などに対する福祉医療制度（医療費助成制度）実施自治体に対するペナルティーをやめること。